## 承 諾 書

私は、次の事項を理解・承諾したうえで特例退職被保険者制度の加入手続きを行うことを誓約します。

- 1. 特 退 加 入 期 間 資格取得日から継続して満 75 歳に到達する日の前日まで
- 2. 資格喪失条件 ①後期高齢者に該当したとき

(75 歳到達時、または 65 歳以上で一定の障がいがあると認定され、後期高齢者制度を 選択したとき)

- ②再就職先の健康保険に加入したとき
- ③海外居住等により住民登録が日本からなくなったとき
- ④生活保護を受けることになったとき
- ⑤家族の健康保険の被扶養者になったとき
- ⑥死亡したとき
- ⑦保険料を納付期限までに納付しなかったとき(自動引落しができなかったとき)
- ⑧特例退職被保険者でなくなることを申し出たとき
- 注) ①及び⑤~⑧の喪失条件で脱退した場合は再加入不可
- 3. 保険料納付方法 特例退職保険料は原則以下の日付で、申請時に指定した被保険者本人口座から自動引落し にて納付することとする。(6日が休日の場合は、翌営業日となる)
  - · 月 払 い … 毎月6日(当月分)
  - ・前納半年払い … 3月6日(4月~9月分)・9月6日(10月~翌年3月分)
  - 前納年払い … 3月6日(4月~翌年3月分)
  - ※ただし初回保険料のみ、原則加入月の翌月6日もしくは翌々月6日に自動引落しにて納付すること。
  - ※納付期限日までに納付ができなかった場合は「資格喪失」となる。
- 4. 脱退について 上記資格喪失条件に該当した場合は直ちに健保組合へ連絡をし、必ず脱退手続きをすること。

万一、脱退(資格喪失)日以降に医療機関等で特退の健康保険を使用した場合は、後日 健保組合負担分を返金すること。

※本承諾書は熟読の上、記入日及び被保険者氏名欄に自署し「特例退職被保険者資格取得申請書」と一緒に事業所健保担当者へ 提出のこと

令和 年 月 日

三菱電機健康保険組合 御中

被保険者氏名 (自署)